

## ～ 国際研修 ～

### 第 43 回ベトナム法整備支援研修 ～民事判決執行法～

国際協力部教官  
三 浦 康 子

#### 第 1 はじめに

2013 年 1 月 8 日 (火) から同月 16 日 (水) まで、民事判決執行法をテーマとする第 43 回ベトナム法整備支援研修を実施した。日程は文末に添付した日程表のとおりである。

本研修は、ベトナム司法省及び内務省から、グエン・ヴァン・ソン司法省民事判決執行総局副局長を団長とする 8 名の研修員を招いて実施した。文末に添付の研修員名簿を添付する。

#### 第 2 本研修実施の背景

ベトナムでは、1986 年に打ち出されたドイモイ (刷新) 政策により、市場経済の導入が決定され、その推進のために、民商事法分野を中心とする法制度の整備が進められている。当部は、1994 年から、国際協力機構 (以下「JICA」という。) と協力して、ベトナムに対する法整備支援を継続してきている。

現在は、2011 年 4 月にスタートした法・司法制度改革支援プロジェクト (フェーズ 2) を実施中である。現プロジェクトは、中央司法関係機関が、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力を向上させ、また、適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案を適切に作成することを目標とするものであり、具体的な活動内容の一つとして、司法省が、民事判決執行法に関する情報を収集し、分析するためのセミ

ナー等を開催することが挙げられている。本研修はその活動の一環として実施されたものである。

#### 第 3 民事判決執行法支援の歩み

1 本研修について報告するに先立ち、テーマとなった民事判決執行法の支援の歩みについて整理したい。整理に当たっては、酒井一名古屋大学教授、石那田隆之弁護士 (大阪弁護士会所属、元ベトナム長期派遣専門家)、竹内努裁判官 (現司法研修所教官、元ベトナム長期派遣専門家)、榊原信次裁判官 (現名古屋高等裁判所判事、元ベトナム長期派遣専門家)、宮崎朋紀裁判官 (現福岡地裁行橋支部判事、元国際協力部教官)、西岡剛ベトナム長期派遣専門家 (チーフアドバイザー)、多々良周作裁判官 (現札幌地裁判事判事補、本研修当時のベトナム長期派遣専門家) の著作や報告書等を参考にさせていただいた。この場をお借りして御礼申し上げたい。

#### 2 草創期

ベトナムに対するわが国の ODA ベースによる法整備支援は、1994 年から開始され、同年 10 月には第 1 回の法整備支援研修が実施されている。

1996 年 12 月には、JICA により「法整備支援プロジェクト」が開始された。このプロジェクトでは、民事執行法を含む民事手続法の改善が目標とされ、1997 年 10 月に実施された第 5 回の法整備支援研修では、民事執行法が民事訴訟法と並んでテーマとさ

れた。同研修の研修員のカントリーレポートによると、当時、民事判決執行について規定する民事判決執行令（1993年7月1日制定）について、より債権者に主導的、積極的な役割を果たさせる方向や、執行業務を段階的に民間に移行する方向への改正、司法警察の設立などが志向されていたようである。なお、同法令により、従前は裁判所にあった執行権限が、司法省に移されることになった。<sup>1</sup>

### 3 法整備支援プロジェクトフェーズ2

1999年12月からは、「法整備支援プロジェクトフェーズ2」が開始された。フェーズ2では、司法省のみであった対象機関を、最高人民検察院、最高人民裁判所にひろげ、各種法律の立法作業への助言、法体系整備への助言、及び人材育成が3本柱とされた。この支援内容の拡充に伴い、長期専門家も、従前の弁護士1名に、検察官及び裁判官出身者1名ずつが加わった。

フェーズ2実施中の2000年と2001年には、現役の裁判官(判事補)が短期専門家として派遣され、民事執行法をテーマとする現地セミナーが実施されている。<sup>2</sup>

2004年1月には、従前の執行令では不十分であった執行機関の独立性確保や、投資証券の差押えに関する規定、執行の猶予や執行の中止等の規定の整備、民事判決執行に応じる能力のない者に対する減免の措置に関する規定の新設等を内容とする、新たな民事判決執行令<sup>3</sup>が制定された。当時の民事判決執行手続及びその課題等については、フェーズ2の長期派遣専門家であった竹内努裁判官による研究報告「ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とそ

の実情を中心として」(本誌第4号4頁)において、詳しく説明されている<sup>4</sup>。

### 4 法整備支援プロジェクトフェーズ3

2003年7月からは、「法整備支援プロジェクトフェーズ3」に移行した。フェーズ3においては、「民法を中心とした民商事分野立法支援」及び「法曹強化」が2本柱とされた。このうち立法支援について、起草が進められている民法との整合性を図るべき法律として、判決執行法<sup>5</sup>も対象とされていた。

フェーズ3の活動の中心であったのは、民事訴訟法及び破産法並びに改正民法の起草であったが、民事訴訟法及び破産法については2004年6月に、改正民法について2005年5月にそれぞれ成立した。新たに制定された民事訴訟法の第30章及び第31章には、執行に関する9条の条文が置かれている。<sup>6</sup>

2005年7月には、本研修においても講師を努めていただいた酒井一教授が、判決執行法の現地セミナーで日本の民事執行制度について紹介されるなど、様々な活動が行われたが、改正法は、フェーズ3の期間内には成立に至らなかった。

### 5 法・司法制度改革プロジェクト

2007年4月、これまでのプロジェクトとから装いを新たにした「法・司法制度改革プロジェクト」が開始された。①パイロット地区とされたバクニン省における実務上の問題の発掘・解決策検討等を通じて蓄積された経験をいかして、②中央機関が地方の職員の実務能力向上のための指導・支援体制の確立を進め、③その経験・教訓を法令の改正や、④法曹養成機関におけるカリキュラム等の作成にいかす、

<sup>4</sup> この文献で竹内裁判官が指摘されている体系性の欠如(上位規範の下位規範への優先性などの原則が徹底されていないこと)、法規範の非公開、執行機関の独立性の不徹底といった課題は、現時点でも解消されているとはいえないように思われるものの、執行機関の独立性を中心として、解消に向けた努力は払われているようである。

<sup>5</sup> 当時は、刑事事件の判決も含めて立法する方向であったことから、「民事判決執行法」ではなく「判決執行法」という語が使われていた。

<sup>6</sup> 執行の対象である裁判所の判決、決定についての規定が中心である。

<sup>1</sup> 執行権限が裁判所から司法省に移されたという点は、日本とベトナムの執行制度を比較する上で、十分に留意が必要な点と思われる。

<sup>2</sup> 榊原信次「裁判官と法整備支援」(慶應法学第6号443頁)参照

<sup>3</sup> 民事判決執行令は、国会常務委員会により制定され、後に国会によって法律として制定されることが予定されている暫定的性格を持つ法規範であった。

というのが同プロジェクトの内容である。

このうち③の具体的な活動の一つとして、判決執行法の草案に関するセミナー及びワークショップを実施することとなっており、今回の研修で酒井教授とともに講師をお務めいただいた石那田弁護士が、担当の長期派遣専門家として、たびたびワークショップ等に参加して草案にコメントを行うなどの活動をされた。

その結果、民事判決執行法は、2008年11月に成立し、2009年7月に施行されるに至った。<sup>7</sup>

同年12月には、同法の適切な運用に向けて日本の執行実務を学びたいとのベトナム司法省からの要望を受けて、本邦研修が実施された<sup>8</sup>。

## 6 支援の成果としての民事判決執行法

2009年12月に実施された本邦研修の際に、研修員から発表のあったカントリーレポートによると、民事判決執行法が2004年の民事判決執行令から大きく変更された点は、組織的管理システムと執行システムに関する部分ということである。

まず組織的管理システムについてみると、2004年の民事判決執行令において意識されていたものの、十分な解決は図られなかった執行機関の独立性について、司法省の民事判決執行局を格上げして総局とし、ベトナム司法大臣に対しての諮問機能的な役割を持たせ、地方機関に対する管理・監督権限を強化することにより対応している。<sup>9</sup>

執行の手續面における大きな変更点は、執行対象

財産の特定を、裁判所の義務から当事者の義務へと移した点である(31条1項)。ベトナムの現状を考慮して、当事者が努力をしても実施できない場合には、当事者は執行機関に義務を履行してもらうことができることとされており(44条1項)、実際には、執行官が財産を探索することが多いようであるものの、前記の1997年10月の研修当時からの問題意識がようやく結実したものと評価できる。他に、知的財産権関係の差押えや評価に関する規定、財産の開発に関する管理の規定(日本の強制管理に類似する手續)が新設されている。

これらの民事判決執行法で改められた諸点は、本邦研修、現地セミナー、長期派遣専門家のワークショップへの参加等により、日本側がインプットを行ってきた部分が相当程度反映されている。2009年12月の本邦研修に参加した研修員も、執行機関の独立性、判決執行活動の明確性・効果、財産の差押えや差押財産の利用、知的財産の差押え及び競売などについて、日本による支援をいかして民事判決執行法を起草した旨述べている。

民事判決執行法の特色については、当部の元教官である宮崎朋紀裁判官による「ベトナム判決執行法の主な特徴」(本誌42号101頁)に詳しく紹介されているので、そちらを御参照いただきたい。

## 第4 本研修の概要

1 本研修に先立ち、研修員が関心を持っている事項について、長期派遣専門家を通じて提示を受けた。そのうち、基本的な事項を中心とする部分については、ベトナム出国前に、長期派遣専門家(当時)の多々良裁判官がレクチャーを行った。これにより、研修員らは、日本とベトナムの執行制度の基本的な相違点について理解をした上で、本研修に臨むことができた。

それ以外の関心事項については、本研修において、酒井教授、石那田弁護士及び三谷忠之教授(香川大

<sup>7</sup> 刑事判決執行部分については、草案の起草が進まなかったことなどから、まずは民事判決執行部分のみを制定することとし、現在の「民事判決執行法」という名称で制定された。

<sup>8</sup> 西岡剛「第33回ベトナム法整備支援研修」(本誌43号124頁)参照

<sup>9</sup> 県級レベルの執行局に対しては、省級レベルの執行局を通じて管理・監督する。

<sup>10</sup> 民事判決執行法172条、173条では、人民委員会が執行機関から報告を聴取したり、意見を述べることができるとされており、一般的なものとどまるとしても、日本の感覚からは、独立が確保されているとは評価し難い。もっとも、人民委員会の任務及び権限が法律に明示されたという意味において、前進したと評価することはできるだろう。

学・愛媛大学連合法務研究科)に御講義いただいた。また、大阪地方裁判所第14民事部(執行事件専門部)の訪問時にも御説明いただくことができた。

2009年12月の本邦研修時と比較すると、より実務的、具体的内容の関心事項が多くみられた。

## 2 石那田弁護士による講義

1月9日(水)の午後、石那田弁護士から、財産の差押についての御講義をいただいた。講義という表現を用いたが、一方的に日本の制度を説明するのではなく、日本とベトナムがそれぞれ「民事執行手段の確実性、迅速性及び経済性の確保、債務者その他の関係人の正当な利益の保障及び債務者の最低限度の生活保障」といった大きな目的の調整をどのように行っているかという視点からの制度比較といった形で行われた。そのため、研修員から、ベトナムの実情について具体的な紹介がなされ、日本側にとっても得るものが多いカリキュラムとなった。

石那田弁護士から、差押の対象となる財産の処分が禁止される時期について尋ねたところ、債務者に支払を命じる判決の確定時であるとの回答があった。必ずしも債務者の全ての財産が凍結されるわけではなく、特定の財産についてのみ処分を禁じる判決もあるようである。

その根拠規定は、民事訴訟法や民事判決執行法ではなく、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院の合同通達(2010年7月26日通達の6条)であるとのことであった。

判決の確定によって財産の処分禁止効が生じている場合、それを知りようもないまま取引に入った第三者が不測の損害を受ける可能性があるから、取引の安全を害するものといわざるをえない。また、そのような大きな効果を有する規定が法律レベルで定められていない点も、課題といえよう。

他にも様々な相違点が判明したが、全体として、ベトナムの民事判決執行制度は、債権の回収を第一義としつつ、それを貫くことによる債務者の困窮を

防ぐために執行官に幅の広い裁量を与えているものと捉えることができるように思われた。また、この裁量の広さが、違法として国家賠償責任を追及される可能性とあいまって、ベトナムの執行官の職務を困難なものにしているようにも感じられた。

## 3 三谷教授による講義

1月11日(金)には、三谷教授に、「日本の民事執行制度の歴史及び近時の民事執行法改正について」というテーマで御講義をいただいた。

三谷教授には、古い字体で書かれ、解読するのも困難な資料を紐解かれるなど、周到な御準備をいただいた。日本人からみても興味深い内容であったので、以下、三谷教授御作成のレジюмеに基づいて、ごく一部であるがご紹介したい。

江戸時代、「身代限り(しんだいかぎり)」という、判決で命じられたにもかかわらず借財を支払わない債務者について、職権により、普段着以外はすべての財産を取り上げて、債務の額に応じて債権者に引き渡す手続があった。それでも完済に至らない場合には、免責されることはなく、債務者の財産状態が回復すれば、債権者はその残額を請求できた。執行機関は、債務者の属する町役人や村役人であった。

身代限りは、明治以降も、差押禁止財産についての規定や入札の規定が整備されるなどの変容を受けながらも存続したが、欧米諸国からの民事執行法令整備に向けたプレッシャーを受けて、債権者からの申し立てを待って執行を開始する方向に進んだ。

そして、明治24年に施行された民事訴訟法(いわゆる明治民事訴訟法)において、個別の特定された財産を執行の対象とし、執行機関を裁判所と執達吏(現在の執行官)とに分属させる近代的な民事執行規定が整備されるに至ったものである。

研修員からは、裁判所から司法省に執行業務が移転されたベトナムと異なり、裁判官と執行官に分属されていることについて、それぞれの独立性が保たれないのではないかという疑問も呈されたが、日本

とベトナムの歴史や統治機構の仕組みの違いを反映しており、一方のみが正解ということではないのではないかという日本側の説明により、一応の納得が得られたようであった。

#### 4 酒井教授による講義

1月14日(月)には、酒井教授から、強制執行における換価の手續を中心に御講義をいただいた。酒井教授は、従前からベトナム民事訴訟法、民事判決執行法の支援に関与されており、ベトナム法と日本法との違いについての知識をいかし、研修員から実情についての説明を聴取しながら御説明いただいた。また、石那田弁護士も同席され、質疑応答等に対応していただくことができた。

質疑応答では、株式に対する執行、不買の場合の再評価の仕組み、土地と建物で権利者が異なる場合の執行、財産の価額を上回る被担保債権額についての抵当権設定の可否<sup>11</sup>、競売時の評価額決定の方法<sup>12</sup>といった様々な事項について、活発な制度比較と意見交換が行われた。

#### 5 大阪地方裁判所執行センター訪問

座学だけではなく、日本の民事執行の現場の様子を見聞してもらうという趣旨から、1月10日(木)の午後は、大阪地方裁判所執行センター(大阪地方裁判所第14民事部(民事執行事件専門部))を訪問した。

同センターでは、まず、高橋文清部総括裁判官から、概況説明、迅速に統一的な処理を行うための工夫、強制管理や担保不動産収益執行、財産開示手續の流れなどについて御説明いただいた。同センターでは、2008年4月から、一部の事件について配当まで平均6か月程度で行うことを目標とした「ファストトラック」(迅速処理のための運用)という取組を

実施しているということであり、日ごろから迅速な執行事件処理に頭を悩ませている研修員は大いに興味を抱いていた。

いわゆる3点セット(不動産の現況調査報告書、評価書及び物件明細書が1つのファイルに収められており、一般に公開されている。)や、インターネットで競売物件の詳細な情報を得ることができる「BIT」(Broadcast Information of Tri-set system)の実演も行われた。研修員は、このような情報提供システムが、裁判所という公の機関により運用されている点に驚いたようである。なお、ベトナムでは、民間の競売所に委託することが多いようであるが、わが国でもそのような施設を設けてはどうかという議論があるところである。<sup>13</sup>

同センターでは、執行官との座談会の場も設けられ、3名の現役の執行官に御参加いただいた。

研修員からは、執行官の数、採用過程といった基本的な事柄から、執行官になることを選んだ動機、当事者からの苦情への対応、プレッシャーを受けた出来事は何かなど、様々な質問が出された。執行官の方々には、どの質問にも誠実に御回答いただいた。

#### 第5 終わりに

本研修では、以前から民事執行分野を含むベトナムの法整備支援に関与されてきた酒井教授、現地長期派遣専門家として実際に民事判決執行法の起草支援に当たられていた石那田教授、法整備支援には今回初めて関与いただいたが、「民事執行法講義」(成文堂)、「民事執行・保全法への誘い」(八千代出版)というご著書があるなど、民事執行法について造詣の深い三谷教授という3名の方に講義を担当いただくことができ、講師陣に恵まれた。

また、本研修は、移動日を除くと5日間という比較的コンパクトなものであった。その分、西岡チーフアドバイザーや多々良専門家には、事前に研修員

<sup>11</sup> ベトナムでは、原則として、借入れを担保財産の価額の一定割合までに制限する旨の規定があるようである。

<sup>12</sup> ベトナムでは、銀行からの資料などに基づいて、執行官が評価額を決定することである。執行官の持つ権限の大きさの表れといえる。

<sup>13</sup> <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji148.html>

の関心事項を収集したり、レクチャーを行うなど、中身の濃い研修にするための御努力をいただいた。本研修実施中にも、ベトナムの実情に対する深い知識を背景として本職をサポートしていただいた。

そして、主役である研修員が、ベトナムの民事判決執行法制や執行実務に極めて詳しいいわば精鋭揃いであったことにより、質疑応答などを通じて貴重な情報を得ることができたほか、比較法的観点を絡めた中身の濃い議論を行うことができた。日本側としても、非常に収穫の多い研修となったように感じている。

ベトナム語で挨拶をいただくなど、温かく歓迎していただいた高橋部長をはじめとする大阪地裁執行センターの皆様、JICAの皆様、国際民商事法センターの皆様、いつもながら通訳や研修監理にとどまらない御活躍をいただいた大貫錦氏、派遣前の研修という枠を超えて積極的に参加いただいた古庄順ベトナム長期派遣専門家(当時は大阪地方裁判所判事補)など、本研修に御助力いただいた全ての皆様に感謝申し上げます。

## 第43回 ベトナム法整備支援研修 研修員

1	グエン・ヴァン・ソン Mr. Nguyen Van Son 司法省民事判決執行総局副局長
2	ズオン・クアン・トゥオン Mr. Duong Quang Tuong トウア・ティエン・フエ省司法局局长
3	チャン・ティ・フオン・ホア Ms. Tran Thi Phuong Hoa 司法省民事判決執行総局事務副局長
4	レ・アイン・トゥアン Mr. Le Anh Tuan 司法省民事判決執行総局業務部1副部長
5	グエン・バン・ガウ Mr. Nguyen Van Gau ロンアン省民事判決執行局局长
6	ファン・テ・ドゥオン Ms. Pham Thi Duong ナムディン省民事判決執行局局长
7	チン・ミン・ヒエン Mr. Trinh Minh Hien 司法省民事経済法部専門家
8	ブウ・テェ・フオック Mr. Vu The Phuoc 内務省組織編成部専門家

**【研修担当/Officials in charge】**

教官 / Professor 松本 剛 ( MATSUMOTO Takeshi ) , 教官 / Professor 三浦 康子 ( MIURA Yasuko )

主任国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 横山 智宏 ( YOKOYAMA Tomohiro )

### 第43回 ベトナム法整備支援研修日程表

〔教官：松本教官，三浦教官 専門官：横山専門官〕

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
1	入国	VN 330 (関西空港6:40着)		
1	水	JICA・ICDオリエンテーション	講義：民事判決執行法に関して① JICA関西 未来総合法律事務所弁護士 石那田隆之	JICA関西
1	木	強制管理・倒産手続の執行手続への影響等 国際協力部教官	13:30～ 大阪地方裁判所執行センター訪問 大阪地方裁判所執行センター (新大阪)	
1	金	講義：日本の民事執行制度の歴史 及び近時の民事執行法改正について(前半) 香川大学大学院香川大学・愛媛大学 連合法務研究科教授(弁護士) 三谷忠之	12:00～ 部長主催 意見交換会 記念写真 撮影 香川大学大学院香川大学・愛媛大学 連合法務研究科教授(弁護士) 三谷忠之	ICD 国際会議室
1	土			
1	日			
1	月	講義：民事判決執行法に関して② 名古屋大学大学院法学研究科教授 酒井一 未来総合法律事務所弁護士 石那田隆之		ICD 国際会議室
1	火	ベトナム側意見発表(本研修で得たこと)・総括質疑応答 名古屋大学大学院法学研究科教授 酒井一 未来総合法律事務所弁護士 石那田隆之 国際協力部教官	評価会・修了式	ICD 国際会議室
1	水	帰国 VN 331 (関西空港10:30発)		

※ICD=法務総合研究所国際協力部(大阪中之島合同庁舎)

※JICA関西=国際協力機構関西国際センター